

京都大学	博士（文学）	氏名	王孫涵之
論文題目	中國儒教義疏の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は中國の六朝時代から宋初までの儒教の義疏を中心として、文獻學・解釋史の研究手法を用い、注釋體の發展という觀點から義疏を考察し、それにまつわる思想史・學術史の問題を検討するものである。</p> <p>義疏は中國六朝時代から隋唐までの期間、儒・佛・道の三教にわたって盛んに作られた經典の注釋書である。六朝期の義疏はほとんど残されていないが、現存する南朝宋の竺道生『法華義疏』、梁の法雲『法華義記』・皇侃『論語義疏』などから、當時の義疏の隆興を窺い知ることができる。特に唐に入ると、孔穎達『五經正義』によって經・注・疏という國定教科書の體系が定められ、官僚登用試験である科擧の重要参考書として、義疏は律令制度の一部となった。それに伴い、經典だけでなく、『律疏』（『唐律疏議』）のような唐律の解説書さえも義疏の形式で編纂されるようになった。このような義疏撰述の風潮は、中國のみならず、日本などの東アジア諸國にも影響を及ぼした。聖徳太子が著した『三經義疏』はその一例である。また、古來中國の義疏を受容し、それを學問の基礎としていた日本では、皇侃『論語義疏』のような後世中國本土で亡逸した義疏も傳承され續けた。</p> <p>本論文が研究テーマとするのは中國儒教の義疏である。中國思想の根幹ともいえる儒教において、その根本をなす經典は周公や孔子が編纂したといわれる『五經』である。古來より、『五經』及び『論語』『孝經』『孟子』などの經典に對する解釋・研究などの學問は、「經學」という。中國の經學は「漢唐訓詁學」「宋明理學」「清朝考證學」の三期に區分されており、『五經正義』などの義疏は三期のうち最も古い「漢唐訓詁學」に屬する。「漢唐訓詁學」において、鄭玄・王弼・杜預などの後漢・魏晉期の「注」はその核心であるが、この「注」は極めて簡要なので、「疏」の助けを借りなければ、注釋者の根據や論理は分からない。この意味においては、義疏は「漢唐訓詁學」を理解するために最も重要な鍵である。</p> <p>中國儒教の義疏に對するこれまでの研究は、學術史・文獻學・解釋史の觀點から、義疏が出現した歴史背景、『五經正義』の編纂、六朝から隋唐までの解釋思想の變遷を検討するものであった。これらの先行研究を承け、本論文は以下の問題を提出した。</p> <p>第一は、義疏をいかに定義するかという問題。「義疏」とは「義を疏（しる）す」であり、その文體は問答體・科段法を用いる、という定義は現行研究によく使われている。しかし、六朝時代の文獻には義疏の定義を見出せず、この定義は唐初以降現れた定義に合わない。義疏もしくは義疏學を検討するために、まず六朝時代において當</p>			

時の人がいかに義疏を定義しているか、そしてその後、どのような変化があったか、などの問題を解明しなければならない。

第二は、義疏がいかに「注」に次ぐ注釋體へと發展したかという問題。義疏は儒教・佛教の講義録に由來するものと言われる。たしかに六朝時代の義疏は講義録に由來するものがあるものの、唐初以降、孔穎達『五經正義』や『律疏』などの國定の義疏は、講義録ではなく、複数の學者が編纂した「經」・「注」に對する注釋書である。義疏の定義の変化に伴い、義疏がいかにして規範性がない講義録から「注」に次ぐ注釋體へと發展したか、という重要な課題はいまだ解明されていない。

第三は、義疏の發展と思想史・學術史との關係。義疏概念の変化、義疏が講義録から一つの注釋體まで發展したことは、學問の變化ないしは社會の氣風の變遷を反映している。經書解釋思想の流れから、皇侃が代表する「義疏學」は隋の劉炫・劉焯より衰亡し始めたという指摘がある。しかし、注釋體の發展からみると、皇侃から劉炫・劉焯への解釋思想の變遷よりも、むしろ唐初に確立された國定の經・注・疏體系のような制度上の変化が重要だと思われる。また、中唐以降、儒教のみならず、佛教でも舊疏を固守して「疏の疏」いわゆる末疏が作られ、學問上の停滯が起こった。義疏撰述の衰退の原因については、儒教の解釋思想の變化以外に、その時代の思想史・學術史全般を考慮しなければならない。

このような問題意識から、本論文では、中國の六朝時代から宋初までの儒教の義疏を取り上げ注釋體の發展という觀點から義疏を考察しつつ、それにまつわる思想史・學術史の問題を検討した。

本論文は序論・本論・結論から構成される。

序論において、中國ないし東アジア文化圏における儒教義疏の重要性を述べ、先行研究を振り返ったうえで本論文の研究手法を示し、上記の問題意識を提示した。そして、下記の通り本論の論述を行った。

第一章「義疏概念の形成と確立」は、義疏の文體とその包括範圍をいかに定義するかという問題をめぐって、歴史上の義疏概念の發生・形成・確立を論じるものである。第一節では、義疏の起源に關する先行研究の問題点をめぐって検討し、「義疏」という語の複雑さを指摘し、各時期の義疏の概念に對する研究の必要性を示した。第二節では、「義疏」という語が盛んに用いられる以前の魏晉期の注釋の發展を考察し、義疏概念がいかに發生したのかを論じた。第三節では、梁の武帝の撰述を通じて、南北朝の「義記」という概念を検討し、義疏概念がいかに形成されたのかを論じた。第四節では、唐の國定の經・注・疏體系がいかに三教の義疏概念に影響を與え、義疏概念がいかに確立していったかを論じた。

その結果として、以下の結論を得た。魏晉期の「注」の經典化に伴い、「義」という注釋書や「疏」という言談の記録が盛んになったことから、「義疏」という語が出現し、「注」に次ぐ注釋體を包括する原始の義疏概念が發生した。南朝梁にいたって、短編の論文から綱要書・經題疏・「隨文釋義」までを包括する「義記」という義

疏概念が現われてきたが、その包括範囲が廣く、定義も曖昧であったため、規範性がある注釋體ではなかった。唐代に入ると、その「義記」を受け継ぐ「章疏」という概念が生まれたが、『五經正義』と『三經注疏』などの國定の義疏の編纂によって經・注・疏の體系が確立したため、開元以降、「疏」は主に「隨文釋義」を指すことになり、「章」である綱要書の意味がなくなった。「疏」の第一義は「通」となり、義疏類の代名詞となったと同時に、「疏」すなわち義疏という注釋體も確立された

第二章「『禮記子本疏義』分卷考—清家『禮記』證本の義疏卷數記號を手掛かりとして」は、平安中期以降、明經博士を世襲する清原家の『禮記』證本を新たな資料として、そこに記される『禮記子本疏義』の卷數から、分卷にみえる六朝時代の義疏の性質を論じるものである。第一節では、清家『禮記』證本の書き入れから『疏義』と『禮記正義』の分卷を整理し、その傳承を追究した。第二節では、『疏義』の分卷に焦點を当て、科段と經注本兩者との關係を分析し、皇侃禮記疏をめぐる「義疏」と「講疏」の問題を検討した。第三節では、『疏義』を含む六朝隋唐期の義疏の分卷を概觀し、卷を分けるにあたっての編纂者の思考を分析し、義疏文獻の性質を論じた。第四節では、分卷における『疏義』と『禮記正義』の關係に着目し、卷の切れ目が一致する點から、孔穎達が『五經正義』を編纂した方法を解明した。

その結果として、以下の結論を得た。古代日本の『禮記』講習においては、『正義』のみならず『疏義』もまた重要な参考書として使われてきた。清家『禮記』證本に見られる義疏卷數記號は、このような傳統を反映しているだけでなく、『疏義』の分卷を解明するための重要な手掛かりでもある。『疏義』の分卷は、科段や經注本に配慮せず、講義録そのものではなく全書の文字數を考慮して調卷したものである。

『疏義』が採用した文字數による分卷は、六朝隋唐期の義疏の主流である。單疏本だと閱覽や検索には不便になるが、六朝期の義疏は閱覽だけを目的とした注釋書ではなく、講義用を主な役割としていた。『疏義』と『禮記正義』は同じ皇侃疏に由來するものなので、その分卷が一致する箇所が少なくない。このことから、『正義』の編纂方法は、選定した義疏を作成時の底本として直接増補改訂を加えた後、一卷の分量が標準に合わない場合だけ調卷を行うという流れであることが分かった。

第三章「義疏學の轉換—『五經正義』における「今所不取」の考察」は、唐初の『五經正義』における「今所不取」という表現の考察を通じて、その背後に潜む義疏學の新たな轉換を論ずるものである。第一節では、『五經正義』中に見える「今所不取」の用例をまとめ、現存する六朝義疏と比較検討することによって、その用法と意味の獨自性を論じた。第二節では、『五經正義』の編纂方針と言われている「疏不破注（疏注を破らず）」について検討し、「今所不取」の用例との關係を論じた。第三節では、「今所不取」という表現を唐代經學史全體の流れから考察し、そこから讀み取れる新たな義疏學の轉換を論じた。第四節では、『孝經正義』と『論語正義』における「今所不取」の考察を通じて、『五經正義』が後世に與えた影響を論じた。

その結果として、以下の結論を得た。「今所不取」という表現は、前代の義疏の傳

承ではなく、孔穎達などの『五經正義』の編纂者によって初めて用いられた語であり、『五經正義』の取舍選擇の基準を體現している。義疏學で經書を解釋するにあたって、一家の注に従い、是非を問わず異説を排除するという傾向は、北朝魏・齊間に作られた『公羊疏』にも既に見てとれるものであり、それは「疏不破注」という『五經正義』の編纂基準の前段階と言える。「今所不取」は「某氏所不取」という表現からの發展であるが、その目的は『公羊疏』とは異なり、舊説を統一し簡明な解釋を立てることにある。その背後に潜むのは、王朝の權威に主導された義疏學の變革である。『五經正義』による南北學の統一に伴い、義疏という解釋形式は規範化され、もはや經注のさらなる注釋を作らんと學者が議論を交す經學研究の最前線ではなくなった。また、新たなパラダイムが朝廷の官學と結び付けられると、定説を墨守し自ら思考することを怠る弊害が生じた。このことが後の唐宋の經學に大きな影響をもたらしたと考えられる。『孝經正義』と『論語正義』は『五經正義』の「今所不取」という表現を繼承し、「疏不破注」の基準を守り、經注疏に基づく國定の教科書體系を整えたものである。一方、『五經正義』によって確立した新たな義疏學の弊害である、定説の墨守と思考の放棄もまた次第に表れている。

第四章「北宋初期における「注疏の學」—邢昺『論語正義』の編纂をめぐる—」は、北宋初期、邢昺の『論語正義』の編纂を通じて、邢疏がどのように『五經正義』を繼承したのか、そしてそれと唐宋期における經學の轉換はどのような関係があるのかを論じるものである。第一節では、邢疏が皇疏を孔疏の説と入れ替えた箇所を取り上げ、邢疏の編纂における孔疏の地位を考察した。第二節では、邢疏の編纂と科擧制との関係を論じた。第三節では、邢疏に見られる北宋初期の經學、いわゆる「注疏の學」の性格を考察した。第四節では、「注疏の學」と唐宋期における經學の轉換との関係を検討した。

その結果として、以下の結論を得た。北宋の文教統一政策の一環として行われた邢疏の編纂は、科擧試験の標準の確立が目的とされていた。従來の試験標準を守るために、皇疏よりも權威のある孔疏等の唐の國定注疏を優先的に採用する編纂方針があったと考えられる。こうした邢疏の編纂には、當時の「注疏の學」が反映されている。これは漢唐注疏を墨守してはいるが、表面的な引用に止まり内容に對する思考を輕んじるといふ面と、經書の構造に對する理解が乏しいという面がある。このような背景のもとで、皇疏ないし孔疏の理論が排除され新たな解釋が現れてきた。北宋初期の「注疏の學」は、科擧のための保守的な學問ではあったが、そこには唐宋經學の轉換をも窺うことができる。

結論では、各章の結論をまとめ、本論文の考察を通して明らかになったことを次のように總括した。魏晉期、「注」が「經」に準ずる地位を得たという背景の下、講義録や短編の論文といった「經」・「注」を解説する著作が増えてきた。これらの著作は「義」もしくは「義疏」「義記」と呼ばれるが、これは一定の規範がある注釋體ではなく、曖昧な分類の概念である。南朝梁以降、少數の義疏が中心的な位置を占め、

經典化することに伴い、經・注全文を載せる「子本疏」も現れてきた。義疏は次第に講義用から閲覽用へと變化した。このような流れで、唐初、『五經正義』などの國定義疏の編纂によって、經・注・疏體系における「疏」という注釋體が確立された。疏は「經・注の注」という規範が立てられ、『正義』も「經」・「注」とともに一種の古典となったが、自由から規範へという發展の中で義疏という注釋體は次第に活力を失ってきた。北宋初期に入ると、古來の「注」・「疏」は科擧試験のためのものとなり、學問は停滯した。もちろん、停滯の中、「注疏の學」に時代の變遷を反映する新たな考えもあるが、古注に取って代わり、「注疏」體系を完全に打ち破るのは、宋人の新注が出現して以降のことである。

本論文は六朝から宋初までの義疏の發展史を全面的に解明しうるものではないが、この考察を通じて、義疏が注釋體へ發展した経緯、およびそれにまつわる思想史・學術史の變遷について新たな見解を示し得たものとする。

(論文審査の結果の要旨)

唐、孔穎達の『五経正義』は、中国思想史において、儒教の経書を考える上で最も重要な基本文献のひとつであることは言を俟たない。『五経正義』が先立つ六朝時代に作られたさまざまな「義疏」をもとに編纂されたものであることは確実だが、参照された当の義疏群がほぼ亡んでしまっているため、編纂作業が実際にどのようなようになされたのかは、認識が必須となる事柄であるにもかかわらず、いまだ明らかにされていない。

本論文は、この『五経正義』の編纂を中心に、六朝以来のいわゆる「義疏学」について、さまざまな角度から考察を加える。そこでは、まず「義疏」とはそもそも何であったのかという根本的な問題から問いを始め、さらに現存する文献を丹念に調査分析することによって、『五経正義』の編纂のすがたを明らかにするとともに、義疏学が六朝から北宋にかけてどのように展開していったのかについて新たな見通しを与えるものである。

第一章では、先行研究において、六朝時代の義疏が、「講経の記録」であり、「問答体・科段法がその特徴」とすることに疑義を呈し、それぞれについて反論を加えていく。広く仏教の義疏まで眼を配り、また後漢までの経注に対する認識の変遷を踏まえた上で、詳細な証拠を揃えたその議論は十分な説得力を持っている。そこでは、講経の記録以外のものがあること、問答体が必須でないこと、科段法は六朝の義疏に始まるものではないことが示され、そもそも「義疏」という概念が、後漢以来の「注」のスタイルとは異なる講義録や注釈書を指す通称であるという指摘がなされる。さらに本章では、義疏ならびに義疏に類する書物の性格を、六朝時代全体にわたって詳細に検討を行い、そのさまざまな様相を記述したのち、義疏概念の明確な定立は、唐代を待たねばならないことを指摘する。

第二章は、『清家証本』の巻数記述と『礼記子本疏義』の分巻を手掛かりにして、義疏がどのように作られたかを考察する、本論文中の白眉の部分である。そこでは、『疏義』の分巻が、経書の章節の分け方(科段)や経注本の構成に拠らず、かつ講義の記録をそのまま書物にしたものでもなく、書物全体の分量をもとに再構成されたものであることを明らかにしている。このことは、これまでに知られていなかった『正義』成立の状況を明らかにするものとして、極めて重要な指摘である。これは、論者ならではの綿密な調査と鋭利な分析がなければ明らかにすることができなかったものであり、本論文の功績としてまず第一に挙げるべき事柄である。なお、本章で清家証本に見られる「正○」「疏○」(○には数字が入る)は、それぞれが『礼記正義』と『礼記子本疏義』の巻数を表すことを明らかにしたことも特筆すべき見解である。

第三章では、第一章で「義疏概念が確立した」とされる唐代の『五経正義』が持っている思想史的意義を、「今所不取」という正義の記述を手掛かりに明らかにする。論者はこの「今所不取」という態度自体は先行する疏に存在するものの、『五経正義』は単に「疏不破注」という規範に従うのみという性格を示すものだと指摘し、義

疏学がこれにより「経学研究」という積極的な姿勢を示さなくなるという転換点であることを指摘する。本章で論者が示した、「今所不取」の表現が、旧来の義疏に由来するものではなく正義が採用したものとする見解、さらにその表現の中に正義の編纂基準の反映を見出した事実は、重要である。

続いて第四章では、前章を承けて、『五経正義』以後の義疏学の展開を明らかにするために、北宋の邢昺『論語正義』（邢疏）に注目する。本章では、邢疏が皇侃の『論語義疏』（皇疏）に基づきながら、引用をする際には孔穎達の『五経正義』（孔疏）にあくまでもこだわった引用の仕方をするを指摘し、その邢疏が持っている孔疏偏重の姿勢から、北宋の経学の状況の新たな一面をえぐり出すことに成功している。さらに、孔疏の引用の仕方の検討から、先行研究が邢疏は劉炫『論語述議』を参照していたのではと対して、むしろ孔疏を抜粋合成したものではないかと推測する部分も特記すべき事柄である。さらに論者は、邢疏が皇侃、孔疏を踏襲はするものの、内容的な理解を伴うものではなかったことも指摘するとともに、北宋の「注疏の学」のもつ空疎さを明らかにする。邢疏の編纂実態から、その編者たる邢昺らの学問的な態度やその科挙制度との影響にまで考察が及んでいる点で、視野の広い考察となっている。

なお、本論文は各所にこれまで語られてきた説への疑義ならびに推測が見られるが、たとえば、『礼記講疏』が、「口頭での講義故に増巻した」という先行研究の見解を改め、鄭灼が皇侃の義疏を講習するために改めて書物全体を構成し直したという指摘は、科段の綿密な分析に基づき、説得力を持って語られている。これは一例に過ぎず、資料を博捜し、分析するなかで示された論者の幾多の推測は、今後の自身あるいは他の研究者によって検証が進められ、義疏学、さらには中国経学の研究に寄与するところ大であると思われる。

このように創見に富む論考であるが、あえて望むとすれば、第一章において先行研究の義疏概念についての見解をくつがえしたものの、では論者は義疏をどのようなものと考えたかについて述べる必要があるし、また『五経正義』や邢疏の持つ思想史上の「転換点」としての意義が、多く国家権威や科挙制度など外的な枠組みの影響下によって語られ、思想史そのものの文脈での位置付けにやや不足の感がある。しかしこれらは論者も認識していることであり、今後の研究の進展に期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2022年2月16日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。